

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団 評議員及び役員の報酬等に関する規程

〔平成29年6月29日
規程第1号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、常勤役員及び非常勤役員の報酬等に関する事項について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とする役員で、週5日勤務する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、前号に定める常勤役員以外の役員をいい、職員の身分を有する役員を含む。
- (5) 報酬とは、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、事業団の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準に基づき、評議員会の承認を受けた報酬及び賞与、その他の法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費、常勤役員の通勤交通費の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員への報酬の支給)

第3条 事業団は、評議員に職務執行の対価として、別表1により報酬を支給することができる。

(常勤役員への報酬の支給)

第4条 事業団は、常勤役員に職務執行の対価として、別表2で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から前項に規定する報酬を支給することができる。
- 3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合は、その月分の報酬は支給しない。

(非常勤役員への報酬の支給)

第5条 事業団は、非常勤役員に職務執行の対価として、別表1により報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員で職員の身分を有する役員には、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団職員給与規程（平成20年度規程第3号。（以下「職員給与規程」という。）に定められた給与を支払うこととし、報酬は支給しない。

(監事への報酬の支給)

第6条 事業団は、監事に職務執行の対価として、別表1により報酬を支給することができる。

2 監事が同日に2以上の監事業務を行った場合であっても、報酬日額を支給する。

(賞与)

第7条 常勤役員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に賞与を支給する。これらの基準日前の1箇月以内に退任、解任、失職又は死亡した者についても同様とする。

2 前項に基づき支給する賞与の額は、次条に定める報酬の総額の範囲内で支給することができる。

(報酬の総額)

第8条 定款第24条に規定する全理事及び全監事に対して支給することができる報酬の総額は、別表3のとおりとする。

(報酬の決定基準)

第9条 常勤役員の報酬額は、別表3に示す総額の範囲内において、別表2に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤交通費)

第10条 職員給与規程第14条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に通勤交通費を支給する。

2 通勤交通費の月額は、職員給与規程第14条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤交通費の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

(費用弁償)

第11条 評議員及び役員が法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費を支給することができる。

2 評議員及び役員の出張に係る旅費の支払いについては、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団職員旅費規程（平成13年度規程第9号）の例による。

3 評議員及び役員に報酬を支払った場合は、当該日の費用弁償は別途支給しない。

(報酬の支給方法)

第12条 報酬は、法令その他別に定めがある場合を除き、全額、通貨で直接本人に支払う。

2 報酬は、前項の規定にかかわらず、役員等から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(常勤役員報酬の支給日)

第13条 常勤役員の報酬月額は、毎月1回21日にその月分を支給する。

2 常勤役員の賞与は、6月1日基準日分を6月30日に、12月1日基準日分を12月10日にそれぞれ支給する。

3 前2項の支給日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、順次繰り上げて支給する。

(公表)

第14条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(委 任)

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

別表1（第3条、第5条、第6条関係）

評議員等の報酬日額

区分	職務	報酬日額
評議員	評議員会への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出席	支給しない
非常勤 役員	理事会等会議への出席	5,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出席	支給しない
監事	監事監査・指導、理事会等会議への出席	8,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出席	支給しない

別表2（第4条関係）

常勤役員の報酬月額

区分	報酬月額（上限）
理事長	400,000円
常務理事	330,000円

別表3（第8条関係）

役員に対して支給することができる報酬の総額

区分	報酬の総額（年額）
全理事	12,000,000円
全監事	300,000円

別表4（第11条関係）

出張に係る旅費の額

鉄道賃 船賃 航空費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)
実費	3,300円	16,500円